

人権教育だより

第77号

発行 長野県教育委員会
 編集 教学指導課
 心の支援室人権支援係
 発行人 町田 暁世
 長野市大字南長野字幅下692-2
 電話 026-235-7450
 F A X 026-235-7495

心を開けば、いじめ・不登校は減らすことができる —松原第七中学校 深美隆司先生の講演から—

8月3日に県総合教育センターで開催された「学校人権教育ファシリテーター研修会」において、大阪府松原市立松原第七中学校の深美隆司先生の講義とワークショップの講座がありました。深美先生のお話と講義資料から、「主体的なあり様と依存的なあり様」の考え方について紹介します。

なお、アサーティブネスを核にした継続的で系統性のあるカリキュラムについては、松原第七中学校研究開発のホームページに取組が紹介されています。

(<http://www.e-kokoro.ed.jp/matsubara/matsu7/08koukukenpatsu/koukuhyoushi.htm>)

主体的なあり様 & 依存的なあり様



篤姫とアサーション

平成20年(2008年)、NHKの大河ドラマ「篤姫」が人気を博しました。人権教育にアサーションという手法が取り入れられて久しいのですが、ドラマに描かれていた篤姫は、非常にアサーティブなあり様や生き様を実践した人でした。困難に直面した時、自らの気持ちや意志を大切にし、まわりに流されることなく、相手の気持ちを想像しながら信頼すべき人間関係を構築していきました。アサーティブなあり様は、簡単に言い換えれば、主体的であるともいえます。

主体的なあり様

主体的なあり様とは、相手の気持ちを想像しながら、自分の考えを主張し、そのことによって生じてくる出来事に対して折り合いをつけ、建設的に展開させることができる姿です。また、自らの行動の結果として起こった出来事に対して責任を取ろうとする姿勢です。つまり、力関係には左右されることがない姿です。

依存的なあり様(攻撃的—受け身的)

依存的なあり様とは、相手の気持ちを想像できず、自らの考えを相手に押しついたり、納得のいかないことを無理矢理自分の中に取り入れれたりします。その結果、自らの行動の結果として起こった出来事に対して、都合の悪いことは、自分以外の責任として処理してしまふ。そして、力関係に左右される姿となります。

受け身的な人が依存的なのはすぐに理解できますが、攻撃的な人も実は依存的なのです。一つの集団の中で、攻撃的な人がどのようなあり様をするかという、自分の周りに、自分の主張を押し通すことができるグループを作り出し、自分に対する賛同者グループとしてその集団をコントロールしようとし、グループ外の人、自分の主張が通らない人に対して攻撃を行うわけですが、そして、まわりに賛同してくれる人がいないと、「不安でしかたがない」あるいは「さびしい」気持ちになってしまう。受け身的な人は、攻撃的な人に依存的なのですが、攻撃的な人も、実は受け身的なあり様の人の存在に依存しているのです。

このあり様の変化というものへの認識は、人間関係に関するあり様のメカニズムとして、いじめ未然防止に関わる大事な観点です。

主体的(アサーティブネス) ↔ 依存的(攻撃的—受け身的)

学級集団に依存的な人たちのグループと主体的な人たちが混在している例を考えます

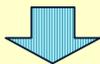
攻撃的な人たちから様々な形で、主体的な人たちへの攻撃的なベクトルが発せられます。依存的なグループの力が増大していくような学級では、主体的な人も不本意ながらも組み込まれてしまう可能性があります。



継続的で系統性のあるカリキュラムを子どもたちに実施することにより、攻撃的なベクトルと、集団を覆うバリアが変化していきます。



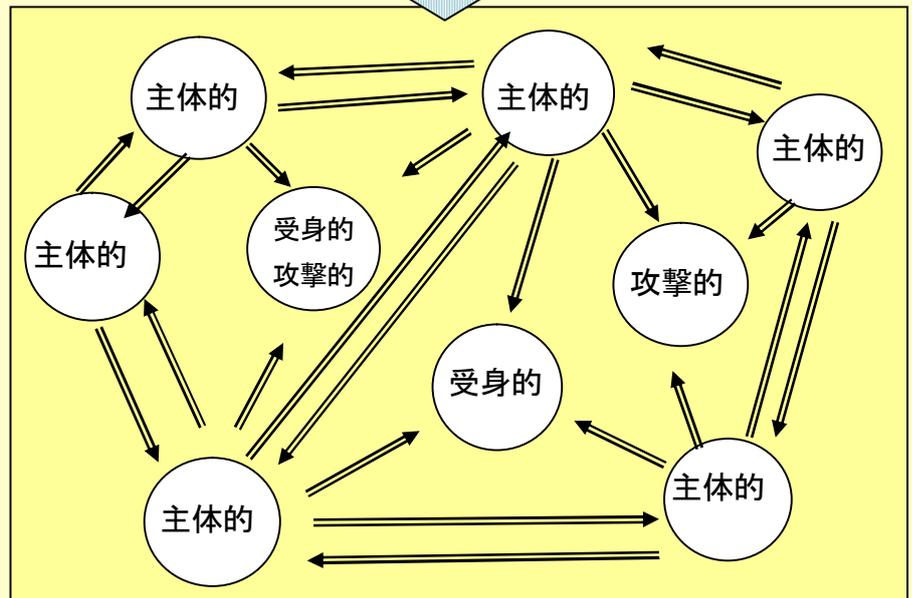
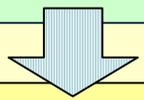
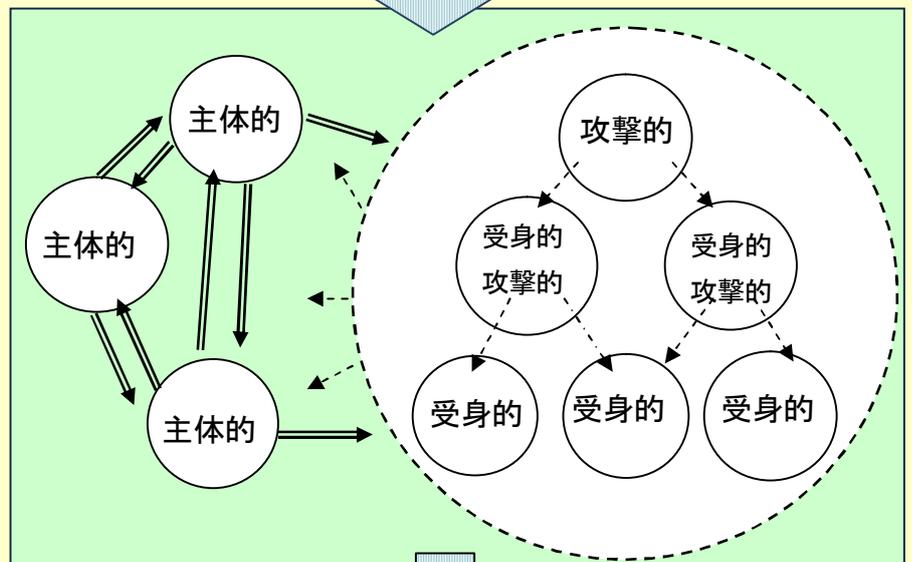
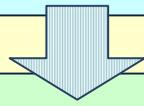
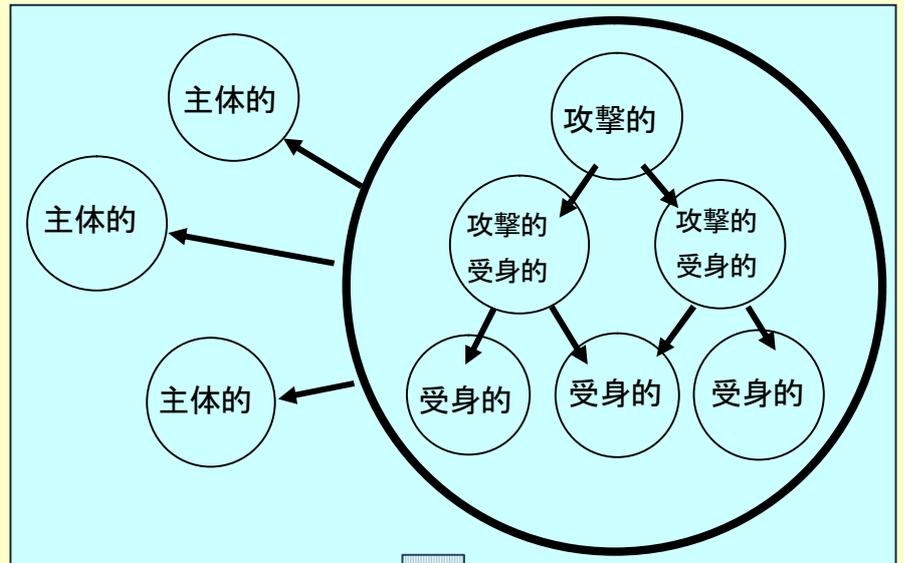
点在し孤立していた主体的な人たちが相互依存関係で結ばれてきます。(⇌)そして、主体的な人たちがつながりをもつことで、攻撃的なグループに対するベクトル(⇒)がのびていきます。このベクトルは、アサーティブなものであり、攻撃的なグループに属している人々へのフィードバックを込めたものです。



攻撃的なグループから主体的な人たちに向けられていた攻撃的なベクトルやバリアは、継続的な学習により弱められ、主体的な人たちからのフィードバックが、依存的な人たちの「気づき」となれば、依存的な人から主体的な人へと変容していく人たちが出現します。



最終的には、主体的な人へと変容した人たちのネットワークによって、攻撃的なグループは姿を消します。依存的な人たちから攻撃性や依存性のベクトルが発せられたとしても、それは一時的なもので、主体的な人からのフィードバックにより、依存的な人々への「気づき」として返されていきます。



「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました

平成22年2月

概要の一部を紹介します



策定の趣旨・位置付け

- ◎社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年(2009年)3月)を受け、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定しました。
- 長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「長野県人権教育・啓発推進指針」(平成15年(2003年))に代わるものです。

学校における人権教育

- 様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。
- 幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

長野県人権政策推進基本方針には次のことが述べられています。

「同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。」

同和教育の理念・成果をふまえた取組を



部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成をめざして同和教育が始められました。そして、これまで、次のような理念や成果を継承・発展させながら取組が進められてきました。

- 差別の現実に向き合う中で、教職員をはじめ人々が自らの差別意識を見返し、自らの立つべき位置を問い直し、人として、あるいは教職員として自己変革をしてきました。
- 被差別の立場にいる厳しい状況の子どもたちや人々に寄り添って、願いを聞き取り、教育課題として受け止めてきました。
- 児童生徒の言動を、現象面だけでなく、背景も含めてとらえて理解し、課題のある児童生徒を中核に据え、一人一人が認められる集団づくりを目指してきました。
- 差別・貧困等を背景とする子どもの長期欠席や不就学を克服する取組を行い、子どもの教育を受ける権利等を保障しようとしてきました。
- 一人一人の違いを豊かさとしてとらえたり、児童生徒の自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成することを大切にしたりするなど、現在の学校教育が大切にしている視点を示してきました。
- 同和問題の解決に向けた学習を、人権の大切さや様々な人権問題についての学習へ広げていきました。
- 子どもにかかわって、地域の人々と学校の教職員が、一緒になって問題や課題を見つけ、改善を図る努力をしてきました。

同和教育の取組の中で築いてきた財産を発展的に生かし、充実した人権教育を展開していくことがこれからも大切です。

効果のある学校(effective school)とは？



- 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」には、「効果のある学校」について次のように紹介されています。

「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追究されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占めている学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

(指導等の在り方編P16)

- ◆ 効果のある学校の共通点として次のことがいわれています。

- ◇ 児童生徒をその背景まで理解する
 - ・ 授業以外での子どもとの対話、課題のある子の家庭訪問等を大切にする。
- ◇ 一人一人を力づける集団作り
 - ・ 自分は必要な人間であることを実感させる取組。
- ◇ 基礎学力定着のためのシステム
 - ・ 一人一人の学力を保障していく考えに支えられた学力定着のための工夫。
- ◇ チーム力を大切にする学校経営
 - ・ 教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にし、指導上の課題について互いによく話し合える環境をつくり、課題に対してチームであたる。
- ◇ 地域・家庭と連携する学校作り
 - ・ 地域・家庭から協力を得るとともに、地域・家庭へ積極的に働きかける。
- ◇ リーダーシップの存在
 - ・ 管理職を中心として、教務主任・研究主任・人権教育主任・生徒指導主任・学年主任等が責任を明確にして取り組む。



- ◆ 「平成19・20年度 全国学力・学習状況調査 追加分析報告書」(平成21年12月文部科学省)には、調査研究として「不利な環境にある子どもの学力の底上げに成功している学校の特徴—「効果のある学校」研究手法による分析」(志水宏吉(大阪大学)・藤井宣彰(国立教育政策研究所))が報告されています。「効果のある学校」に通う子どもたちは、「学習習慣」「自尊感情」「規範意識」「社会や地域への関心」等において、「ポジティブな学校生活を送っている」ことが明らかにされており、「社会経済的要因に起因する学力差を生じさせない「学校の力」の存在を示唆するものと考えられることができる。」とあります。

◎同和教育には、「教育的に不利な環境の下にある子どもたち」の学力保障に取り組んできた伝統があります。その考え方や取組が、今日的な課題解決に向けた取組と重なります。学力保障や進路保障の考え方、課題のある児童生徒を中核にした集団づくり、自尊感情を高める取組等、これまでの同和教育の中で積み上げられてきた蓄積をこれからの人権教育でも生かしていくことが大切です。

◎長野県の学校現場には、被差別の立場や困難な状況にある子どもたちとその家庭に寄り添いながら、共に悩み、考え、支える姿勢で同和教育・人権教育に取り組んできた先生方がいます。その姿勢や取組を財産とし、これからの学校・学級づくりに生かしていきたいものです。

学びと感動が人を変える ～角谷敏夫さんの講演から～



角谷敏夫(すみや としお)さんは、大学を卒業した昭和48年から平成20年までの35年間、松本市立旭町中学校桐分校教官として教壇に立ちました。

著書：「刑務所の中の中学校」しなのき書房

「世界でも例のない学校」

松本市立旭町中学校「桐分校(きりぶんこう)」は、昭和三十年に設立された全国で唯一の刑務所の中の中学校です。入学対象者は、いろいろな事情から義務教育を修了できなかった受刑者です。松本少年刑務所内に設置されており、こうした学校は世界にも例がありません。

受刑者の彼らを卒業生として送り出せたのは、旭町中学校や松本市の皆さんが、自分の学校の生徒として温かく受け入れてくださったおかげです。

彼らへの基本的な視点は、中学生であると同時に受刑者であるということでした。「君たちは自分の犯罪を振り返り、反省することはもちろんのこと、被害者とその家族、あるいは遺族、その周辺の人々の怒り、苦しみ、痛み、哀しみを忘れてはならない」と言い続けてきました。

これまでの入学生の年齢は十七歳から六十七歳まで様々でした。近年の入学者数は、十人前後。一人一人性格も生育も、生きてきた生活環境も違います。学力にも格差があり、劣等感が強い人もいます。人から愛されたことが少なく、いつも邪魔者にされ、居場所もないような生活を送ってきた人が多いと思います。親からさえ見離され、小学校にも中学校にも通わせてもらえず、両親の顔も名前も知らない、戸籍もないという人もいました。

「日本一勉強する中学生」

一般の中学校と違い、桐分校では中学三年までの勉強を一年でやりとげます。夜の三時間の自習時間と合わせて一日十時間の勉強を毎日続けています。

お互いに気を使いながら生活しているので、些細なことであつれきが生じ、退学させてほしいとか、勉強についていけないからやめさせてほしいと言ってくる場合があります。生徒の話聞き、アドバイスし、あるいは叱咤激励し、ほんの少しでも彼らの心のどこか片隅につながりが持てれば、そして梅雨が明けるまでなんとか持ちこたえられれば、一学期が乗り越えられます。

梅雨が明けた七月頃から生徒たちの勉強ぶりはすっかり板についてきます。九九ができるようになり、たくさんの漢字が読めるようになり、書けるようになります。

「感動が人を変える」

受刑者は、刑務所の外に出る時は、必ず手錠と捕縄をします。しかし、桐分校の施設外教育(遠足)の時だけはそれがありません。

つきそいの職員も緊張します。この五十五年間、施設外教育で事故は一度もありませんでしたが、過去に事故がなかったから今回も大丈夫という保障はありません。出発の時に私は生徒に言います。「今日、ぼくは手錠も捕縄も持つていきません。ただ一つ武器を持つていきます。それは「信頼」です。四月から君たちとぼくと築いてきたものです。ぜひ、こ

の『信頼』に込める一日を送ってください。」この「信頼」という言葉が彼らの心に響くようです。

一年間で一番感動する場面はなんといっても旭町中学校訪問です。家庭科室では、先生方とPTAの方々がおやきの下ごしらえをしています。おやき作りに悪戦苦闘してから音楽室へ行くとき、生徒さんたちが拍手で桐分校生を迎えてくれます。一緒に「故郷」と「旭町中学校校歌」を合唱すると、桐分校生は心をふるわせ、人目もはばからず泣くのです。泣いてポケットからハンカチを出し、目と鼻を何度も拭くのです。

桐分校生は、一般の人々、ましてや中学生と言葉をお交わす機会はこの授業以外はありませんし、人に受け入れられるという経験も彼らは乏しいのです。本校訪問によって、桐分校生は「わが母校だ!」と強く実感します。この旭町中学校の存在が、彼らの卒業後の人生において、大きなよりどころとなっていくのです。

「風に負けるな」

卒業式に壇上で卒業証書が渡された瞬間、彼らの全身から重い荷が下ろされ、屈折した心から解放されるのがその背中からわかります。

人間は誰もが学びたがっているし、学ぶ人間の可能性を信じてあげることができます。学びと感動が、人を変え、人を成長させるのではないのでしょうか。今日も彼らには社会の厳しい風が吹きすさんでいることでしょう。

「風に負けるな。そして自分に負けるな。心を高く持つて明日に向かって生きていこう。」

人権教育Q&A 性同一性障害

Q1 性同一性障害 (gender identity disorder) とは？



生物学的な性(身体の性)と性の自己意識(心の性)が一致しない状態を指します。

身体の性は女性、心の性は男性である female to male (FTM) と、身体の性は男性、心の性は女性である male to female (MTF) とに分かれます。身体の性と心の性とは一致していて、性指向が身体の性と同一性別に向かう同性愛とは異なります。

当事者にとって、性別の違和感は、物心ついたころから始まることも多いとされますが、特に、思春期は、精神的に不安定な時期であるとともに、二次性徴で望む性とは反対に身体が変化する時期となり、身近な大人にも相談できずに深く悩むことが多く、不登校のほか、自殺念慮、自傷行為などの問題も起きやすいのです。

Q2 小学生の性同一性障害について新聞報道されましたが？

埼玉県の小学校の児童が、幼稚園の頃から自分の体が男であることへの違和感が強く、小学校入学後は、男児用の水着を着たり、トイレで立って用をたしたりすることへの苦痛を激しく訴えて、不眠がちになったことから、埼玉医科大学のジェンダークリニックを受診し、性同一性障害であると診断されました。

学校は、主治医や保護者と相談した結果、本人の苦痛を取り除くことを最優先することとし、全校生徒とクラスの保護者に説明したうえで、「女兒」として受け入れることにしました。(平成22年2月新聞報道)

Q3 学校における性同一性障害の児童生徒への適切な対応とは？

下記の点に留意しながら、管理職のリーダーシップはもちろんのこと、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応が大切です。



- 体の性に違和感のある児童生徒の悩みを見過ごさないという認識を全教職員が持つ。
- 性同一性障害のある児童生徒が学校の中で安心して生活するために、周りの児童生徒・保護者の理解を図ることをはじめとして、制服、トイレ、更衣、健康診断、保健体育(特に水泳)、宿泊行事、書類上の性別表記、男女別の整列、呼称等の配慮について検討する必要がある。
- その際、「周囲には知らせないでほしい」、「更衣、トイレについてのみ配慮してほしい」というように、当事者の願いが一人一人異なることや、体の性への違和感が一時的なものである場合もあることから、当事者やその保護者の気持ちにいいに寄り添い、必要に応じて関係医療機関とも連携しながら対応していくことが大切である。
- 進路指導においても、当該児童生徒の相談にのりながら、必要に応じて、進学先の学校等との連携を図ることが大切である。

教職員がほとんど認識を持っていない時代には、教職員に相談できずに悩んでいた子どもたちが何人もいたろうと思います。まず、「見過ごさないという認識を全教職員が持つ」ことが、「適切な対応」の第一歩です。



—平成21年度「全国中学生人権作文コンテスト県大会」長野県教育委員会賞の作品を紹介しませ—
「思いやりで築く真の男女平等社会」 伊那市立春富中学校3年(昨年度) 伊東 麻由さん

「ねえ、知ってた？女の人って昔は差別されていたんだって。」

母と祖母の三人で夕食を食べながら、私はその日の社会科の学習を思い出して話し始めた。二人が「えっ！」と、びっくりして顔を見合わせたので、やっぱり知らなかったんだと思った。だが、次の母の言葉に今度は私が驚かされた。

「そんなことも知らなかったの？」

二人のびっくりという反応は、女性が差別されていたことを、今まで私が全く知らずにいたことへの驚きだったようだ。

「そう言えば、麻由が生まれた頃から女の人が大型トラックの運転をしたり、タクシーやバスも女の運転手さんを見かけたりするようになったね。少し前は運転手なんて男の仕事で女の人なんて見ることもなかったよ。ここ十数年でみんなの意識が変わったり、育児制度が整ったりして、女性が自由に好きな仕事に就けるように社会が変わってきたことだね。麻由には男尊女卑って言葉や女性の地位が低かった社会なんて分からないだろうな。」祖母は子どもの頃お父さんは威厳があって、少し怖かったという話を聞かせてくれた。

教員をしている母の話によると、一昔前の児童会長は立候補するのはたいがい男子だったそうだ。また十年ほど前まで学校の名簿は全て男女別で、男子は一番から、その後女子が三十一番からとなっていたそうだ。今では保健行事は別として普段は五十音順の男女混合名簿だ。私はこの日の会話で、見慣れた混合名簿が最近使われ始めたのだということを知った。姓

が「伊東」の私は名簿はいつも前の方。小学校の頃から名簿番号はいつも一ケタだ。そんな経験しかない私は少し前まで女子は全員男子の後ろだったと聞いて、とてもびっくりした。

私は今まで女性差別のことなど全く気に掛けることがなかったし、知らずにいた。社会の授業で男女共同参画社会基本法について学び、初めてかつては職種や給料をはじめ社会全般に男女差別があったことを知った。そう言えば歴史的に見ても大日本帝国憲法のもとでは、女性には選挙権が与えられていない。昔から男は偉いという意識が人々にあったようだ。私は、この学習をして「生まれたのが今の時代で良かった」と思った。

しかし意識して社会を見てみると今でも政治の中心は男性であり、国会議員も圧倒的に男性が多い。時々テレビで女性社長が紹介されることもあるが、それでもやはり経済を担う会社の社長は男性が多いように感じる。男性は外の仕事、女性は家で家事や育児という意識が今でも根強く残っていることに気づいた。よく考えてみたら実は私自身の中にも、どこかにこういう考えがあるように思う。日本国憲法の第十四条には「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない」と書かれ男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法のような素晴らしい法律もできたのに、まだ私達の住む社会には女性が力を出し切れない様々な問題があるのではないだろうか。もしかしたら女性側にも甘えがある等、考え直していかなければいけない部分もあるのかもしれない。

今でも根強く残っている「女はランクが下」

という意識は、調べてみると世界的な傾向らしい。歴史の教科書に出ていたプロテストの生みの親であるルターは「女兒は男兒よりも成長が早いそれは有益な植物よりも雑草の方が成長が早いと同じだ。」という偏見の言葉を残しているし、仏教でも「女はけがれていて精神的向上が望みにくく成仏できない」という説もあつたりするのだとか。このような宗教の教えのもと長い年月の間に培われてきた偏見の目は、法律が出来たからと言ってもそう簡単に変えることは出来ないのかもしれない。しかし近年多くの人の努力があつて、男女共同参画社会が実現し始めていることを大事に考えていきたいと思う。先日信濃毎日新聞に、南佐久郡北相木村でお盆に男子だけが参加できた「音楽隊」と呼ばれるお宮の伝統行事に今年初めて小学四年から中学一年の女子八人が参加することになったという記事が載っていた。また逆に「保母」「看護婦」という言葉が「保育士」「看護師」に変わり、今まで女性だけだった仕事場に男性が入って、その特性を生かしながら、活躍する姿が違和感なく受け入れられるようになってきている。男だから女だからというのではなく、その人が持つ能力や、得意とすることを最大限に発揮できる社会が、一〇〇%実現できたら素晴らしいと思う。そのために、私自身も社会の動きに関心を持ったり、意識を変えたりしていきたい。女性は男性を、男性は女性を、お互いにそれぞれの立場を理解し合い、相手を思いやることが大切である。これこそが本当の意味での男女平等社会を築いていく基本になると思う。



「Hさん。いつまでも僕のような者のために、話し続けてください。」

－いじめ・暴力未然防止のための「人権教育講師派遣事業」－



昨年度、ある中学校での出来事でした。いじめ被害にあったH講師の講演を聴いた男子生徒が、講演後「どうしても講師に伝えたいことがある。」と、校長室を訪れました。「俺はずっと人をいじめてきたけれど、どうしていじめちゃいけないかよくわかりました。Hさん。いつまでも僕のような者のために、話し続けてください。」

今年度も、似た光景に出会いました。これも中学校ですが、「クラスの仲間をいじめてきたけれど、どう謝ったらいいですか？」と感極まった男子生徒は、その場で泣いていました。講師はこう答えました。「一回や二回謝って許してもらおうなんて思ったら間違いだよ。謝っても許してくれないかもしれない。それだけいじめで相手の心は傷ついています。だから、何度でも許してもらうまで謝ればいいんだ。それができたら、君は絶対に人をいじめないはずだよ。いじめられる人のつらさがわかってくれたら僕も話した甲斐があります。必ず謝ってあげてよ。困ったら僕に相談してください。」

心の支援室人権支援係では、いじめや暴力による被害を受けたご本人やご家族を講師として学校等に派遣する「人権教育講師派遣事業」を行っています。今年度で6年目を迎え、通算700回を超える講演を実施しています。

「いじめ」の被害者は、時間の経過とともにかえって苦しみが深まり、不登校・精神疾患・時には自殺(未遂)という事態になることもあります。講師の方々も、形こそ違え命に関わるつらい経験をしています。「いじめ」により身体に障害を負ってしまった方、いじめにより自ら命を絶った友人に対して痛惜の念を持った方、一方的な暴力でご息子を失ったご両親などです。

講師の方々には、「学校の門をくぐると、今でも当時のことがよみがえって身震いします。」という言葉のとおり、未だに苦しみの渦中にありながら、「自分と同じ苦しみを子どもたちに絶対味わってもらいたくない」という強い思いから学校を訪れます。

講師の方々には、学校の先生方が何気なく発する言葉に敏感です。

「学校で、『いい話』をありがとうございましたと言われるが、『いい話』ではないですよ？感謝の気持ちとしてはありがたいが、『いい』ではなく別の表現で受け止めて欲しい。」

暴力による死・自殺未遂・リストカット・不登校・身体の障害・教師の心ない言動から受けた心の傷などの話は、聴く側に衝撃的です。時には、「今回の話は過激」との受け止めもあるかもしれません。フィクションなら「過激」と言えばよいでしょうが、縁あって話す講師の「事実」を、まずは大人が真摯に受け止めるという姿勢を大切してほしいと思います。

小学生高学年の子の保護者の方から、お手紙をいただきました。

「聴いていて涙がとまりませんでした。正直、我が子に起きたら私は普通ではいられないだろうと思います。(中略)過去の時間を戻す術はありませんが、〇〇さん(=講師)が今後も苦しみ、もし、再び自らの命を絶つような思いになることがあったら、このような私でもよかったら話してください。何もできませんが、人ごとに思えず筆をとりました。・・・」

講演後、児童生徒に感想や考えを求めることは大切なことですが、我々教師が、保護者が、「自分ならこうする」という考えを子どもたちに伝えてこそ、この講師派遣事業の真の価値があると思います。

